

経営者のための学校情報 拝啓理事長先生

第228号 この資料は全部お読みいただいて90秒です。

今回のテーマ： 新制度における私立幼稚園・認定子ども園の会計処理について

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）が平成27年4月1日より開始されました。私立学校の幼稚園が新制度に移行した場合の会計処理等が、内閣府の新制度に関するホームページに「自治体向けFAQ【第9版】」として平成27年6月17日付けで公表されています。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

1. 収入にかかる会計科目

収受するもの	学校法人会計基準における会計科目	
	大科目	小科目
利用者負担額	学生生徒等納付金収入	基本保育料収入
特定負担額		特定保育料収入
入園料（*①）		特定保育料収入
入園料（*②）	手数料収入	入園受入準備費収入
検定料		入学検定料収入
施設型給付費（公定価格－利用者負担額）	補助金収入	施設型給付費収入

* 新制度移行後も入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、以下の2つに分けられると考えます。性質によって計上すべき会計処理科目が分かれます。

- ①教育・保育の対価としての性質 →入園した年度に計上。入園前の入金分は「前受金収入」に計上。
- ②入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての性質 →入金年度に計上。

2. 教育研究経費と管理経費の区分

幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園が学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、基本的に管理経費に該当する経費（昭和46年11月27日付雑管第118号「教育研究経費と管理経費の区分について（報告）」について（通知））を除き、教育研究経費として取り扱います。

なお、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、従来どおり教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることが出来ます。

3. 収支予算における収入計上

収入見込額の計上に当たっては、学生生徒等納付金収入（利用者負担額）と補助金収入（施設型給付費）は、それぞれ区分して計上する必要があります。ただし、収支予算書提出時点では各入園予定者の利用者負担額が必ずしも明らかでないため、一定の合理的な方法で見込額を計上し、必要に応じて補正予算で対応することが考えられます。

お見逃しなく！

新制度園が公認会計士または監査法人による外部監査を受けた場合には、市町村による通常の会計監査の対象外となる予定です。

新制度に関する最新情報については、内閣府のホームページなどで適宜ご確認ください。